

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

千葉市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西部地域

(1) 現況

本地域は、主に春夏ニンジンを中心にレタス、キャベツ、ネギ等を栽培する畠作経営が行われている。また、本地域の水田は、早くから土地改良事業が完了し、農業生産の展開を図ってきた地域である。しかし、近年は都市化が進んでおり、農業者の減少や高齢化等による耕作放棄地の増大から、農業集落の機能が低下してきている。農作業においては農薬の使用や農地からの粉じん（砂ぼこり）に配慮が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東部地域

(1) 現況

本地域は、千葉市の東部に位置し、鹿島川流域及び都川流域の水資源を活用した水稻栽培、秋冬ニンジン、サトイモなどを中心とした畠作経営、その他、水耕栽培や有機栽培等さまざまな取り組みが行われている地域である。しかしながら、本地域の農業者は年々高齢化の傾向にあるとともに、担い手の確保・育成も難しい状況であり、農道や水路の管理の負担も増大している。また、今後も持続的な農業を実施するためにも、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地域	法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業
②	東部地域	法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。